

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ(所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ) 申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

(平成29年6月受付分) *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭】

<福祉推進のために>

○及川 武様 (花月町 182回)	5,000円	○寿大学37期絆同好会様 (寿町)	10,000円
○匿名様 (中央三輪)	10,000円	*陶芸サークル萩様	
○被相続人 小栗 祐治			
遺言執行者 鈴木 繁礼様 (常呂町)	1,000,000円		

<故人が生前お世話になったため>

○中西 かおり様 (高栄東町)	20,000円	○中辻 敏勝様 (端野町)	30,000円
○片岡 久吾様 (端野町)	30,000円	○山本 静子様 (端野町)	30,000円
*中田 信幸様 (端野町)		○永田 次男様 (常呂町)	100,000円
○古田 亜由美様 (留辺蘂町)	100,000円		